



協議会の趣旨



国水河計第 78 号
平成 28 年 10 月 7 日

鹿児島県知事 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めているところです。

このような中、本年 8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況に鑑みると水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要と考えています。

つきましては、都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進されるようお願いします。

また、本取組により水防行政の運営に万全を期せられるようお願いするとともに、貴管内の関係市町村及び関係水防管理団体にも、その旨周知をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四に基づく技術的な助言であることを申し添えます。



国水河計第 79 号
国水環第 55 号
国水治第 76 号
国水防第 203 号
平成 28 年 10 月 7 日

鹿児島県 土木部 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川計画課 長



河川環境課 長



治水課 長



防災課 長



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等
管理河川での取組の進め方について

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川の取組については、平成 28 年 10 月 7 日付（国水河計第 78 号）において水管理・国土保全局長から通知したところですが、協議会の進め方等については、別紙を参考とされるようお願いします。

なお、本取組を進めるにあたっては、貴都道府県・政令指定都市の関係する部局とも十分連携されるようお願いします。

また、国土交通省としても取組を支援するため、各地方整備局等に相談窓口を設置したので十分相談のうえ取り組まれるようお願いします。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での
取組の進め方について

一 取組の進め方

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者等からなる協議会等（以下「協議会等」という。）を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に進める。

二 協議会等の進め方

1 協議会の設置

- (1) 都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水浸水想定区域が指定されている洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進する。
- (2) 対象となる河川が多くなることを踏まえ、総合流域防災協議会の圏域等を一つの単位として合同で開催したり、国管理河川において既に設置されている協議会の枠組みを活用するなど、地域の実情に応じて検討のうえ適切に設置する。

2 協議会等の構成員

- (1) 関係する都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者を基本とし、气象台など必要に応じて関係機関を追加する。一級河川の指定区間が含まれる場合は関係する河川事務所等を追加する。また、市町村を越えて広域避難が必要な状況等が想定される場合は、住民の避難先として圏域外の市町村や避難先の関係機関等を追加する。
- (2) 協議会等には、全国を取組状況の情報提供等の技術的な助言や、機動的な災害時の広域的協力等のため必要に応じて国が参画する。

3 協議会等において実施する事項

協議会等では以下の内容について別添の国管理河川の進め方を参考として取り組むこととする。留意点等の詳細については、各協議会等での検討状況等も踏まえ逐次連絡する。

- ① 現状の水害リスク情報や取組状況の共有（洪水浸水想定区域、情報伝達、避難計画等に関する事項等）
- ② 地域の取組方針の作成（概ね5年以内で実施する取組内容）
- ③ フォローアップ

三 協議会等の取組スケジュール

1 協議会等の設置

平成29年度出水期までを目途に協議会等を設置し、現状の水害リスク情報や取組状況の共有を図ることを目標とする。

2 「地域の取組方針」の作成

平成29年度末までを目途に各構成員がそれぞれ又は連携して概ね5年以内で実施する事項をとりまとめることを目標とする。

四 都道府県等管理河川の取組に関する相談窓口

都道府県等管理河川における取組の相談窓口を、各地方整備局等の地域河川課等に設置するので十分に相談のうえ取組を進める。

＜参 考＞

国管理河川における協議会での取組内容

1. 協議会等において実施する事項

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、以下の例を参考として、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング
- ・避難勧告等の発令基準
- ・避難場所・避難経路
- ・住民等への情報伝達の体制や方法
- ・避難誘導體制 等

② 水防に関する事項

- ・河川水位等に係る情報提供
- ・河川の巡視区間
- ・水防資機材の整備状況
- ・市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 等

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

- ・排水施設、排水資機材の操作・運用
- ・ダムの危機管理型の運用 等

④ 河川管理施設の整備に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容 等

(2) 地域の取組方針の作成

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針（以下「地域の取組方針」という。）を作成し、共有する。

(3) フォローアップ

毎年、協議会等を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

2. 地域の取組方針の内容等

以下の事項を地域の取組方針に記載することを基本とする。

(1) 現状の取組状況

共有した現状の減災に係る取組状況等について記載する。

(2) 減災のための目標

概ね 5 年間で達成すべき避難、水防、排水等に関する目標を記載する。

(3) 取組内容

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して概ね 5 年以内で実施する事項について、以下の例を参考に必要な事項を記載する。

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングやそれらを踏まえた避難勧告等発令の対象区域・判断基準等の設定
- ・隣接市町村における避難場所の設定
- ・住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知
- ・ハザードマップの改良と周知
- ・まるごとまちごとハザードマップの整備と周知
- ・情報ソフトインフラも活用した避難訓練等の実施 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

- ・水位計・CCTV の整備
- ・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫
- ・防災ステーションの整備
- ・避難経路の整備 等

2) 的確な水防活動のための取組

① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の見直し
- ・水防に関する広報の充実
- ・水防資機材の整備
- ・水防訓練の充実 等

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・施設の関係者への情報伝達の充実
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実 等

3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組

- ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
- ・排水施設の整備及び耐水化
- ・ダムの危機管理型の運用方法の高度化 等

＜参考＞

水防災意識社会再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

＜ソフト対策＞ ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

＜ハード対策＞ ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

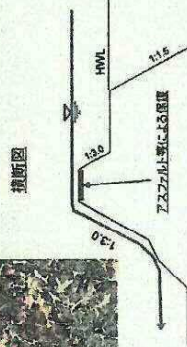
各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

＜危機管理型ハード対策＞

○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

＜被害軽減を図るための堤防構造の工夫（対策例）＞

天端のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護
（埼玉県水害吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨）



＜洪水氾濫を未然に防ぐ対策＞

○優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

＜住民目線のソフト対策＞

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
 - ・住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催

○事前の行動計画作成、訓練の促進

・タイムラインの策定

○避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

- ・水位計やライブカメラの設置
- ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

※ 家屋倒壊等氾濫想定区域 ※

※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

平成29年2月23日

各振興局総務企画部長
各支庁総務企画部長
各振興局建設部長
北薩地域振興局建設部甑島支所長
各支庁建設部長
関係各支庁事務所長

殿

河川課長

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく県管理河川での取組について

「水防災意識社会 再構築ビジョン」につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえ、平成27年12月11日に国土交通省から公表され、これまでに当該ビジョンに基づく国管理河川の取組方針が策定されているところであります。

本県におきましても、平成28年10月7日付け国水河計第78号（別添参照）の通知とともに、平成29年1月11日に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が社会資本整備審議会会長から国土交通大臣へ答申されたことを受け、「水防災意識社会 再構築ビジョン」協議会（仮称）（以下、「協議会」という。）を平成29年の出水期までに設置・開催し、平成29年度中に今後5箇年で取り組むべきハード・ソフト対策を明記した取組方針を策定する予定としています。

つきましては、今後の協議会設置にあたり、貴職への参加をお願いしたいと考えておりますので、御協力頂きますようよろしくお願い致します。

また、関係各市町村長（関係各水防管理者扱い）へも通知しておりますので、対応方よろしくお願い致します。

参考までに、現在予定している協議会の開催区域及び組織について、併せて送付致します。

問合せ先

鹿児島県 土木部 河川課

治水係 福永・松園

TEL：099-286-3596（内線3596・3598）

E-mail：chisui@pref.kagoshima.lg.jp

平成29年2月23日

危機管理防災課長 殿

河川課長

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく県管理河川での取組について

「水防災意識社会 再構築ビジョン」につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえ、平成27年12月11日に国土交通省から公表され、これまでに当該ビジョンに基づく国管理河川の取組方針が策定されているところであります。

本県におきましても、平成28年10月7日付け国水河計第78号（別添参照）の通知とともに、平成29年1月11日に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が社会資本整備審議会会長から国土交通大臣へ答申されたことを受け、「水防災意識社会 再構築ビジョン」協議会（仮称）（以下、「協議会」という。）を平成29年の出水期までに設置・開催し、平成29年度中に今後5箇年で取り組むべきハード・ソフト対策を明記した取組方針を策定する予定としています。

つきましては、今後の協議会設置にあたり、貴職への参加をお願いしたいと考えておりますので、御理解・御協力賜りますようよろしくお願い致します。

参考までに、現在予定している協議会の開催区域及び組織について、併せて送付致します。

問合せ先

鹿児島県 土木部 河川課

治水係 福永・松園

TEL：099-286-3596（内線3596・3598）

E-mail：chisui@pref.kagoshima.lg.jp

河 第 4 4 6 号

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

関係各市町村長 殿
(関係各水防管理者 殿)

鹿児島県土木部河川課長



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく県管理河川での取組について

本県水防行政の推進につきましては、かねてより格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「水防災意識社会 再構築ビジョン」につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえ、平成27年12月11日に国土交通省から公表され、これまでに当該ビジョンに基づく国管理河川の取組方針が策定されているところであります。

本県におきましても、平成28年10月7日付け国水河計第78号（別添参照）の通知とともに、平成29年1月11日に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が社会資本整備審議会会長から国土交通大臣へ答申されたことを受け、「水防災意識社会 再構築ビジョン」協議会（仮称）（以下、「協議会」という。）を平成29年の出水期までに設置・開催し、平成29年度中に今後5箇年で取り組むべきハード・ソフト対策を明記した取組方針を策定する予定としています。

つきましては、今後の協議会設置にあたり、貴職への参加をお願いしたいと考えておりますので、御理解・御協力賜りますようよろしくお願い致します。

参考までに、現在予定している協議会の開催区域及び組織について、併せて送付致します。

問合せ先

鹿児島県 土木部 河川課

治水係 福永・松園

TEL : 099-286-3596

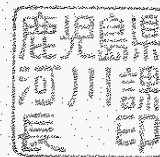
E-mail : chisui@pref.kagoshima.lg.jp

河 第 4 4 6 号

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

気象庁 鹿児島地方気象台長 殿

鹿児島県土木部河川課長



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく県管理河川での取組について

本県水防行政の推進につきましては、かねてより格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「水防災意識社会 再構築ビジョン」につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえ、平成27年12月11日に国土交通省から公表され、これまでに当該ビジョンに基づく国管理河川の取組方針が策定されているところであります。

本県におきましても、平成28年10月7日付け国水河計第78号（別添参照）の通知とともに、平成29年1月11日に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が社会資本整備審議会会長から国土交通大臣へ答申されたことを受け、「水防災意識社会 再構築ビジョン」協議会（仮称）（以下、「協議会」という。）を平成29年の出水期までに設置・開催し、平成29年度中に今後5箇年で取り組むべきハード・ソフト対策を明記した取組方針を策定する予定としています。

つきましては、今後の協議会設置にあたり、貴職への参加をお願いしたいと考えておりますので、御理解・御協力賜りますようお願い致します。

参考までに、現在予定している協議会の開催区域及び組織について、併せて送付致します。

問合せ先

鹿児島県 土木部 河川課

治水係 福永・松園

TEL : 099-286-3596

E-mail : chisui@pref.kagoshima.lg.jp